

251212_不正掲載に関する対応について

掲載日：2025年12月12日

不正の掲載に関しては、下記段取りをお勧めいたします。

1. 取引プラットフォームまたはサービスへの連絡

商品が販売された場所に直ちに連絡してください。

- **アカウントの停止:** 不正アクセスや乗っ取りの可能性があるため、アカウントを一時的または恒久的に停止してもらいます。
- **不正利用の報告:** サポートチームに事の経緯を説明し、身に覚えのない販売であることを伝えます。
- **返金手続き:** 不正に販売された商品の購入者への返金手続きや、売上金の凍結を依頼します。

ほとんどのプラットフォームには不正行為を報告するための専用窓口や手順があります。

2. 警察への相談・被害届の提出

金銭的被害が発生している、または個人情報が悪用されている場合は、警察に相談してください。

- **相談窓口:** 最寄りの警察署に直接行くか、サイバー犯罪相談窓口（オンラインで検索できます）に連絡します。
- **被害届:** 警察に被害状況を詳しく説明し、被害届を提出します。これにより、捜査の対象となる可能性があります。

3. 消費者ホットラインへの相談

対応に困った場合や、どこに相談してよいか分からぬ場合は、「消費者ホットライン」を利用できます。

HP：https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/

- 電話番号:03-3446-0999 ※おかけ間違いのないよう、番号をご確認のうえお電話ください。
- 受付時間:平日の10時～16時

4. 弁護士への相談

被害額が大きい場合や、複雑なトラブルに発展している場合は、法律の専門家である弁護士に相談することを検討してください。

以上